

提案理由

(7月16日作成案)

1 刑事司法制度における取調べ全過程の可視化の必要性

日本の刑事司法制度においては、捜査段階における被疑者の取調べは、弁護士の立会いを排除し、外部からの連絡を遮断されたいわゆる「密室」において行われている。このため、捜査官が供述者を威圧したり、利益誘導したりといった違法・不当な取調べが行われることがある。その結果、供述者が意に反する供述を強いられたり、供述と食い違う調書が作成されたり、その精神や健康を害されるといったことが少なくない。

そのうえ、公判において、供述者が「脅されて調書に署名させられた」、「言ってもいないことを調書に書かれた」と主張しても、取調べ状況を客観的に証明する手段に乏しいため、弁護士・検察官双方の主張が不毛な水掛け論に終始することが多く、裁判の長期化や冤罪の深刻な原因となっている。

最近でも、

1. 被告人12名への無罪判決の中で「警察による押し付けや誘導のような、追及的・強圧的な取調べがあったことが強く疑われ、自白の信用性は認められない」と指摘された鹿児島選挙違反事件（志布志事件 約3年半の間に審理回数54回無罪確定）
2. 逮捕当初は否認したものの、強圧的な取調べで虚偽自白がなされた結果実刑判決が確定したが、服役後に真犯人が現れたことで元被告人の無実が明らかになった富山県下での誤認逮捕事件（氷見事件 再審無罪確定）
3. 死刑を求刑された被告人への無罪判決の中で、自白獲得を目的とした一日10時間に及ぶ違法な長時間の取調べが、17日間続いたことが指摘された佐賀・北方事件（無罪確定）
4. 取調べ時自白しその後否認に転じたが、DNA鑑定結果を証拠として無期懲役の判決が確定し、逮捕から17年経って再鑑定を行ったところ真犯人ではないことが明らかとなった栃木の足利事件（再審開始決定）

など、裁判が長期化した事例や違法・不当な取調べによる冤罪事例が多く発生している。

取調室の中で何が行われたのかについて、はっきりした分かりやすい証拠を用意するためにはである、取調べの最初から最後まで（取調べの全過程）を録画（可視化）しておけばよい。そうすれば、被告人と捜査官の言い分が違っていても、録画したものを再生するだけで容易に適正な判定を下すことができる。

本年5月21日裁判員制度が始まったが、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）をしないまま、市民が裁判員として裁判員裁判に参加した場合には、裁判員となった多くの市民にとって、これまでと同様の不毛な水掛け論に延々と付き合うことは不可能である。取調べの全過程の録画が認められれば、取調べの様子を事後に検証でき、裁判員にも容易に判断できるようになる。

2 取調べ可視化に向けた捜査機関の取組み

従来、検察庁は、取調べの録画・録音は取調べの機能を阻害するなどとして、これを極めて否定的にとらえていた。その検察庁も、裁判員裁判で充実した迅速な裁判を実現す

るためには、そのような試行が必要不可欠であると判断し、2006年5月、「裁判員裁判対象事件に関し、立証責任を有する検察官の判断と責任において、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録画・録音を行うことについて、試行することとした」と発表した。これは検察官の裁量によって、検察官による取調べの一部のみを録画・録音するというものである。この試行を経て、現在、全国の地方検察庁で、原則として自白調書を証拠請求する裁判員裁判対象事件の全件で、取調べの一部録画・録音を行っている。

こうした検察庁の試行の影響も受けて、警察庁は2008年9月から警視庁、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警、千葉県警など、大規模警察本部の警察署において、裁判員裁判対象事件の中から警察官の裁量によって、警察官による取調べの一部を録画・録音するという試行を始めた。そして現在、裁判員裁判対象事件であり、かつ被疑者が自白している事件について、全国の警察本部において取調べの一部録画・録音を試行している。

3 取調べの可視化の意義と一部録画・録音の問題点

取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の本来の意義は、捜査過程を透明化し改革するところにある。それは、違法・不当な取調べを著しく減少させて取調べの適正化をもたらし、また、取調べの状況を直接に客観化し、自白の任意性立証を容易にする（もしくは、任意性の争いを消滅させる）という効果を持つものである。しかし、現在検察庁や警察庁が実施しているように、取調べの一部のみを、検察官や警察官の裁量によって録画・録音するだけでは、これらの効果は生じない。かえって、取調べの一部だけでは、捜査側に都合の良い部分だけが録画・録音されかねず、取調べの実態の評価を誤らせる危険がある。

そこで、検察官による取調べと警察官による取調べの最初から最後まで録画・録音する取調べ全過程の可視化（取調べ全過程の録画）の実現が、是非とも必要なのである。

4 取調べ全過程の可視化実現までの取り組み

以上のように、刑事司法制度において取調べ全過程の可視化は不可欠なものである。したがって、当連合会としては、取調べ全過程の可視化の実現に向けて尽力する必要がある。よって、当連合会の取り組みとして、国会に対して、取調べの全過程の録画を実現させる法案を速やかに成立させることを求めるとともに、検察庁、警察庁に対して、直ちに取調べの全過程の録画を実施することを求める必要がある。

5 以上の理由から、本決議を提案するものである。